

**都市再生特別措置法に基づく
特定路外駐車場届出の手引き**

令和6年3月

山形市

1 届出について

(1) 届出の目的

近年、本市の中心市街地では、店舗閉店後の土地や建物の有効活用が図られないまま、跡地がコインパーキングに姿を変えており、駐車場の供給量が過剰となっていることに加え、まちなみの分断を招いています。

こうした現状を踏まえ、中心市街地における駐車場の出入口規制や多目的利用の促進を図り、安全で快適な歩行空間やまちなみの連続性を確保することを目的とするものです。

(2) 届出の開始日

令和6年7月1日

※駐車場の設置に着手する日の30日前までに届出が必要となることから、令和6年8月1日以降に設置に着手する路外駐車場が対象となります。

(3) 対象区域

山形市立地適正化計画で設定している駐車場配置適正化区域内を対象とします。

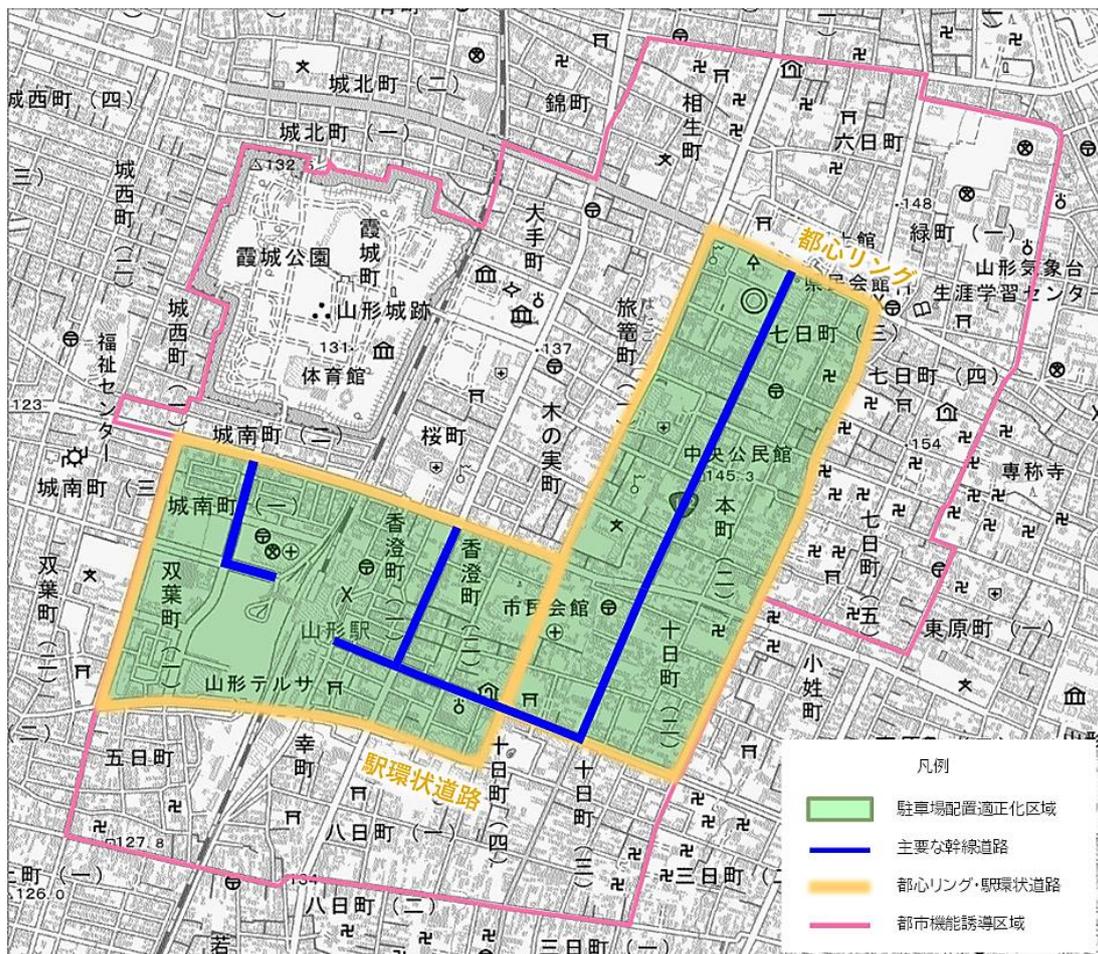
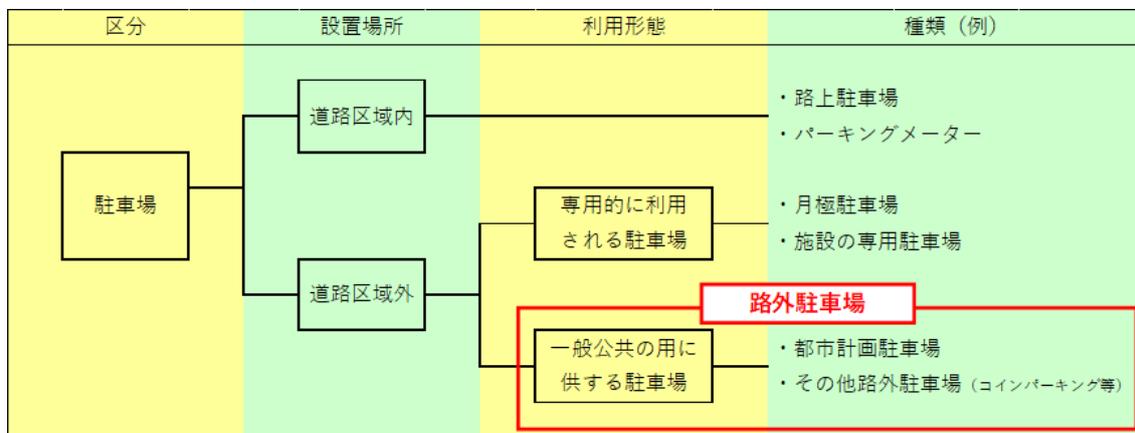


図1 駐車場配置適正化区域

(4) 届出対象となる駐車場（特定路外駐車場）

道路の路面外に設置され、一般公共の用に供される路外駐車場のうち、駐車のために供する部分（以下「駐車マス」という。）の面積が50㎡以上の路外駐車場を対象とします。



なお、駐車マスの面積が500㎡以上で、その利用について料金を徴する路外駐車場は、駐車場法に基づく届出が別途必要となります。

種 類 駐車マスの面積	路外駐車場（駐車場法第2条第1項第2号）	
	有料駐車場	無料駐車場
～50㎡		
50㎡～500㎡	特定路外駐車場（都市再生特別措置法）	
500㎡～	届出駐車場（駐車場法）	

(5) 届出対象となる行為

駐車場配置適正化区域内または主要な幹線道路（※1）に面した部分において、以下の行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに届出が義務付けられています。

- ① 特定路外駐車場の設置
- ② 届出の事項のうち、特定路外駐車場の規模または自動車の出入口の変更

※1 主要な幹線道路については、以下のとおりです。（1ページ図1参照）

- ア 都市計画道路（以下「(都)」という。）旧県庁半郷線のうち、(都) 山形停車場松波線から(都) 双月志戸田線の区間
- イ (都) 美畑天童線のうち、(都) 山形停車場松波線から(都) 東原村木沢線の区間
- ウ (都) 山形停車場松波線のうち、(都) 旧県庁半郷線から西側の区間
- エ (都) 山形停車場西口線のうち、(都) 霞城公園南口線から東側の区間
- オ (都) 霞城公園南口線のうち、(都) 山形停車場西口線から(都) 東原村木沢線の区間

(6) 届出の書類等

届出に際しては、以下の書類等を2部提出してください。

① 特定路外駐車を設置する場合

ア 特定路外駐車場設置届出書（様式第7の2）

イ 位置図（縮尺10,000分の1以上）

ウ 平面図（縮尺200分の1以上）

特定路外駐車場の区域及び自動車の出入口を表示してください。

立体駐車場の場合は各階層の平面図を提出してください。

エ 路外駐車場配置等基準チェック表

② 届出の事項のうち、特定路外駐車の規模または自動車の出入口を変更する場合

ア 特定路外駐車場設置変更届出書（様式第7の3）

イ 位置図（縮尺10,000分の1以上）

ウ 平面図（縮尺200分の1以上）

特定路外駐車場の区域及び自動車の出入口を表示してください。

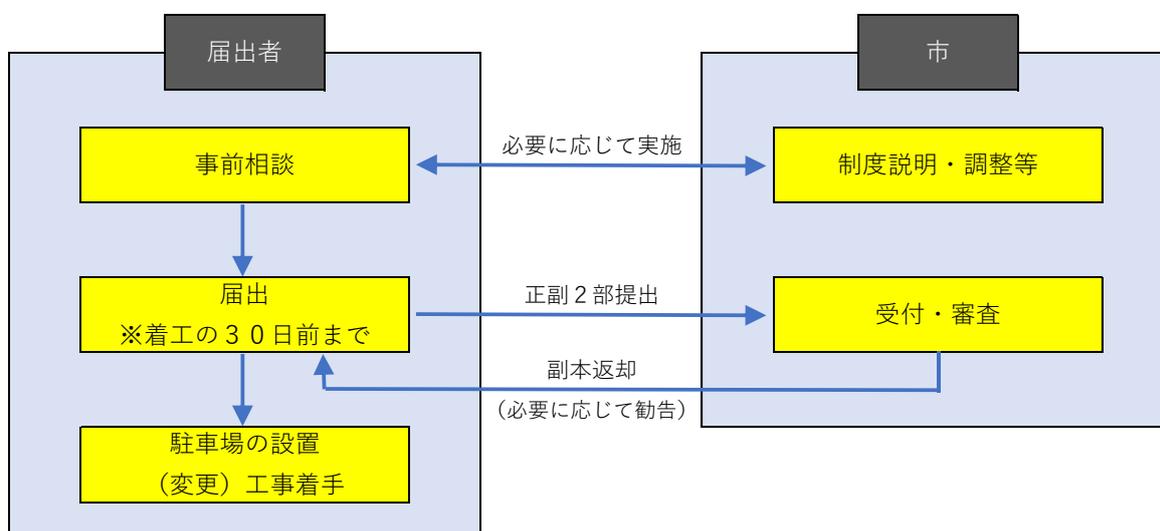
立体駐車場の場合は各階層の平面図を提出してください。

エ 路外駐車場配置等基準チェック表

(7) 届出等の時期

都市再生特別措置法に基づき、駐車の設置等に着手する30日前までに届出を行う必要があります。また、届出内容を変更する場合も、その行為に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。

なお、届出をしないで、又は虚偽の届出をして計画の対象行為を行った場合、都市再生特別措置法第129条に基づく罰則の規定がありますので、対象となる行為を行おうとする場合は、事業を計画、検討する早い段階からご相談くださいますようお願いいたします。



2 路外駐車場配置等基準について

駐車場配置適正化区域内または主要な幹線道路に面した部分において、特定路外駐車場を設置する場合及び特定路外駐車場の規模または自動車の出入口を変更する場合は、以下の配置等基準に適合させてください。

(1) 駐車場配置適正化区域全体に適用する事項

次の事項を可能な限り満たすこととします。

- ① フラップレス化（※2）
- ② にぎわいの創出に資する管理規程の作成
- ③ 通りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化（※3）

※2 駐車マスごとに設置するフラップ（ロック板）がないもの。車両後方へのカメラ、地面に埋め込むセンサー、場内全体を撮影する防犯カメラなどを設置して入出庫を管理する。フラップがないことにより、駐車場以外の多目的利用がしやすくなる。

※3 テーブルやベンチ等を置くことで、歩行者や駐車場利用者などが休憩など多目的に利用できるスペースを設けること。通りに面したフェンス等へフラワーハンギングや植栽をすること。

(2) 主要な幹線道路に面する特定路外駐車場に適用する事項

主要な幹線道路に面した部分に出入口を設置することを原則禁止とします。

ただし、主要な幹線道路のみに面しているため、出入口を設置せざるを得ない場合は、次の事項を遵守することを原則とします。

- ① ハーモニカ構造（※4）の禁止
- ② 後退して入出庫する必要がある出入口の設置禁止
- ③ 駐車場法施行令第7条第1項に掲げる道路等への出入口の設置禁止
- ④ 出入口への警報装置（パトランプ）の設置
- ⑤ フラップレス化
- ⑥ にぎわいの創出に資する管理規程の作成
- ⑦ 通りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化

※4 駐車区画と前面道路との間に車路がなく、駐車区画から前面道路へ直接出入りできる構造

問い合わせ先

山形市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市計画係
〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25
TEL：023-641-1212（内線518）
E-mail：toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp

山形市公式HP

